

企業グループ内での国外向け支払利息に対する法人税法 132 条 1 項の適用を否定した事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 1 年 6 月 27 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（行ウ）第 468 号（第 1 事件）、平成 29 年（行ウ）第 503 号（第 2 事件）、平成 30 年（行ウ）第 444 号（第 3 事件）

【事 件 名】 法人税更正処分等取消請求事件（ユニバーサルミュージック事件）

【裁 判 結 果】 請求認容

【参 照 法 令】 法人税法 132 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570412

関西学院大学教授 一高龍司

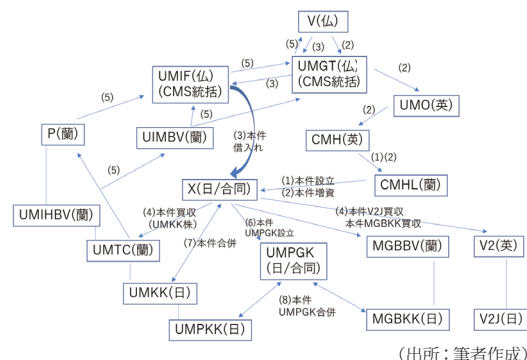
事実の概要

本件は、仏国法人 V を究極の親会社として音楽事業等を行う世界的な企業グループ（VG）において、適格合併に先立ち被合併法人を買収する資金を借り入れた原告合同会社 X（内国法人・同族会社）が支払う利息の損金算入を法人税法（以下、法）132 条 1 項に基づき否定する課税処分の取消請求が認容された事案である（係争年度は平成 20 年 12 月期から同 24 年 12 月期）。日本での VG の音楽事業は、UMKK 株式会社などを含む子会社群（UMG 部門）が担っていた。UMG 部門は、V がカナダ法人 S との合併により傘下に収めたものであり（S グループはオランダ法人を買収して世界最大の音楽会社グループを UMG 部門に取り込んでいた）、VG は S との合併後も拡張を続けた結果、UMG 部門の子会社数は増加し（平成 19 年時点で 595 社）、VG の資本構成は複雑化した。こうした状況を整理するため、VG は、以下の 8 段階から成る本件組織再編取引等を行った（下図参照）。

(1) 英国所在の CMH が CMHL をオランダに設立し（H.20.9.25）、CMHL が X を資本金 200 万円で設立した（H.20.10.7。本件設立）。(2) X は、CMHL からの 295 億円の追加出資を受けた（本件増資。H.20.10.29）。この目的上、V が UMGT（仏国法人）に、UMGT が UMO（英国法人）に、短期関係会社勘定（短期貸付け）により送金し、次いで UMO が CMH に、CMH が CMHL に出資し、

CMHL が X に払い込みを行った。(3) X は、フランス所在の UMIF から金利 6.8%（一部は 5.9%）、期間 20 年で約 866 億円を借り入れた（本件借入れ。H.20.10.29）。借入資金の大半（約 555 億円）は、V から UMGT に、UMGT から UMIF に短期関係会社勘定として送金し、UMIF が X に貸し付けた（残額（約 311 億円）も同様に流れた）。なお、VG は資金集中管理制度（CMS）を採用しており、外部との金融取引は V が一括して行い、メンバーは専ら統括会社（UMGT と UMIF）との間で金融取引を行うこととされた。(4) X は本件増資と本件借入れで調達した資金を使い、日本法人 3 社（UMKK、MGBKK 及び V2J）の全株式を、その各 100% 株主（UMTC（オランダ所在）、MGBBV（オランダ法人）及び V2（英国法人））から取得した（本件買収、本件 MGBKK 買収及び本件 V2J 買収。H.20.10.29）。本件

図 本件組織再編取引等の概要¹⁾



買収の代金（約 1144 億円）はその約 2 か月前における UMKK 株式の評価額に近似していた。(5)(a) UMTC は、本件買収代金の一部（4 億 8292 万ユーロ）をオランダ法人 P に貸し付け²⁾、P が UMIF に対し同額を貸付けの返済として送金し、(b) 残る 4 億 7583 万ユーロは UIMBV（オランダ法人）に対し貸し付け、UIMBV は貸付けと短期関係会社勘定の各返済として UMIF と UMG T に送金した。(c) UMIF は、(a) と (b) で受けた合計 8 億 9224 万ユーロを UMG T に対して短期関係会社勘定として送金した。(d) UMG T は、(b) と (c) で受けた合計 9 億 5875 万ドルを同勘定として V に送金した³⁾。(6) X は、資本金 100 万円で UMPG K（合同会社）を設立した（H.20.10.29）。(7) X は UMKK を吸収合併（適格合併）し（本件合併。H.21.1.1）、消滅する UMKK 株式の取得対価から、UMKK の資本金及び資本準備金の合計額を差し引いた金額（1076 億 2096 万円）を、抱合い株式消滅損失として消却処理した。(8) UMPG K は、MGBK K と UMPK K（共に出版会社）を吸収合併した（H.21.7.1）。以上において、必要な両替は V が行い、現に資金移動を伴う決済の殆どが、UMKK の従業員が日本の M 銀行に開設（H.20.10.22）した各社の預金口座の間で、同一日（H.20.10.29）に行われた。こうして、X は CMHL の完全子会社となり、UMPG K と V2J の 100% 株主となる一方で、UMTC、MGBV 及び V2 は日本法人の持分を有さなくなった。

税務署長は、本件係争年度の X の法人税につき、本件借入れに係る支払利息（本件利息）の額（各年度に約 10 億円ないし 44 億円）を法 132 条 1 項に基づき損金不算入として更正処分等を行ったので、X がその取消を求めて本訴を提起した。

被告（国）の主張は以下のとおりである。(1) 本件一連の行為（本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併から成る）が一体として「その法人の行為」（法 132 条 1 項）に該当する⁴⁾。(2) 本件組織再編取引等の資金面では、本件買収の資金が V から出て V に還流する循環取引であり、それは VG 各社が同族会社でなければ通常なし得ない。(3) 本件一連の行為により音楽事業主体の社名と組織形態に変更があったのみで、これは UMKK を合同会社に組織変更すれば足り、本件設立・本件合併には経済的合理性がない。(4) 本件一連の行為後、X には負債 866 億 6132 万円が生じ、UMKK 株式は損失を伴って消滅し、X は 500

億円余りの債務超過となり、本件借入れにより年間数十億円の利益の減少が見込まれており、経済的合理性を欠く。(5) 本件買収は不要であり、優良な実績のある UMKK を実体のない X に吸収合併させる点でも、本件一連の行為は不合理・不自然である。(6) 法 132 条 1 項の適用上、経済的合理性を欠く本件一連の行為の全てに引き直し計算を行うことが著しく困難ないし不可能な場合は、不当な税負担減少結果に結びつく部分のみに引き直し計算を行う（本件借入れと本件利息を否定すること）も許容される。

これに対し X は、本件一連の行為を否認すべきとしながら本件借入れのみを無視する被告の主張と計算は誤りであり、本件組織再編取引は、VG 内の錯綜した関連会社関係を整理し、事業の効率化と財務上の利益を図るという経営上の必要性があり、オランダ法人の負債を軽減し、日本法人の経営と財務を合理化するという VG の目的（具体的には下記の本件 8 つの目的）でなされた経済的合理性のあるものである旨主張した。

判決の要旨

請求認容。

法 132 条 1 項 1 号は、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の「行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは」（以下、不当減少要件）、これを正常な行為又は計算に引き直して課税処分を行うことを税務署長に認めた規定である。不当減少要件に当たるか否かは、「専ら経済的、実質の見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきもの」である。

会社は「経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができる」ところ、仮に、税務署長が……会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって『不当』か否かを判断することができる」とすれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれ

がある。よって「当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、……『不当』と評価されるべきものではない。」「同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。」「経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべき」である。経済的合理性の判断の対象は、Xの「法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算（直接起因行為〔本件借入れ〕）である」が、「本件一連の行為に係る事情や、グループ法人としてXと密接な関係にあったUMKKに係る事情も考慮すべきことは当然である」。

本件組織再編取引等は、VGの以下の「本件8つの目的」を達成し得るものであった。(1) オランダ法人(UIMBVとP)の負債を軽減するための弁済資金の取得、(2) 一統括会社傘下への日本法人の集約、(3) 日本の出版会社の一法人化、(4) 円余剰資金の解消と為替リスクヘッジなしでのユーロ市場におけるVの投資の実現、(5) 日本法人への負債の導入による円建て資産・資金に係る為替リスクの軽減、(6) 業務系統と資本系統の統一化による経営の合理化・効率化及びUMOの余剰資金の減少、(7) 合同会社化による米国税制上の利点の享受と日本法人の柔軟かつ機動的な事業運営、(8) 日本におけるVG外の音楽会社の買収（当時検討中）に向けた準備。

本件借入れに係る経済的合理性の有無については、(A) 本件8つの目的の合理性、(B) 本件組織再編取引等の手段として相当性、及び(C) かかる目的と手段のVGとXの双方にとっての経済的合理性の検討を要する。(A) に関し、(a) 目的(2)、(3)、(6) 前半は、資本関係の簡素化や経営の効率化等の観点から経済的合理性を有する。(b) 目的(1)、(5) は、デット・プッシュ・ダウンを行う際のVGの財務戦略として不合理ではない。(c)

UMKKの余剰資金約363億円は、UMGT経由でVに貸し付けられ、円建てで外部金融機関に預金されていたところ、為替リスクヘッジ目的でVは通貨スワップを実施し、金利差を反映する手数料(年800万ユーロ)負担を強いられていた。UMKKとUMOの余剰資金(円とポンド)を解消して通貨スワップ取引を終了させること(目的(4)、(6) 後半)には、経済的合理性がある。(d) 目的(7)、(8) も、統括会社の設置は一般に収益の向上に寄与し、これを合同会社とすることには上記の利点があり、経済的合理性がある。そして、(B) 本件8つの目的は、本件組織再編取引等を通じて同時に達成することができる。また、(C) VGの財務関係の強化はCMSに参加するXにもメリットがある一方で、UMKK株価は不当に高額と認められず、本件借入れの条件もXに不利なものではない(なお、UMKK株式の消滅損は、本件買収がなければ本件合併の際にUMTCに割当てを要するXの持分の割当て又は金銭等の交付を免れたものである)。

以上によれば、Xによる本件借入れは、経済的合理性を欠くとは評価されない。

判例の解説

本判決は、過大支払利子税制(租特66条の5の2)の適用開始前の事案において、近時の判例や学説を踏まえて、不当減少要件に関しどのような基準を定立するのか、同じくグローバル企業の連鎖的取引を扱うIBM事件控訴審判決⁵⁾を如何に考慮するのかといった問題関心から注目を集めている⁶⁾。以下、3点のみ指摘する。

第1に、法132条の不当減少要件に関する一般的解釈に関し、本判決は通説に従い経済的合理性基準を起点とする。IBM判決は、独立当事者間の通常の取引と異なる場合に同条の適用を常に肯定できると読める具体的基準を示し⁷⁾、本件の被告もこれに依拠した。だが、本判決はこうした独立当事者間基準を採らず、グローバル企業経営者から見た合理性の判断を課税上も尊重する⁸⁾。「事情」や「観点」への言及など、法132条の2に関する近時の判例の影響も看取できる⁹⁾。本判決は、租税利益以外に何ら利益も必要性もない取引であることを合理性の欠如を判断する際の観点として明示する点で特徴があるが、これが専ら租税回避目的であることの立証を常に要求する趣旨で

あれば、同条の改正経緯と整合しない。

第2に、法132条の文理上、不当減少要件の判断を行う対象は当該同族会社の行為と計算であり、それが「通常あるべき……想定された別の法律関係を適用¹⁰⁾」(引き直し)する対象である。判旨は当該行為を直接起因行為と称して限定する一方で、合理性の判断は、当該行為と計算のみならず諸事情の総合考慮の上になされるのは当然である(よって本件8つの目的が問題となる)とした¹¹⁾。これは、被告主張(6)のようにいえる限り「本件一連の行為」を単位として不当減少要件の充足と引き直しを説明する¹²⁾のと結果的に大差ないが、判旨の方が同条の大雑把な適用を防ぐ効果を期待できる。

第3に、こうして本判決は、本件組織再編取引等に係る経済的合理性を、(1)目的の合理性、(2)手段の相当性、及び、(3)(1)と(2)の企業グループと当該メンバーの双方にとっての経済的合理性に分けて検討する独自の公式を用意した。そしてその適用に際しては、Xが債務超過となり多額の本件利息を負担する不利益を相対的に軽視する一方で¹³⁾、VG全体の経営上・財務上の利点に重きを置き、X自身も間接的に便益を受ける旨説示している。いずれを重視するかが判断の分かれ目となるところ、VG全体の租税利益はUMKK株式の譲渡益に対する課税があればその分減殺されること¹⁴⁾、負債のプッシュダウンの問題は既知である¹⁵⁾のに具体的対処を我が国が欠いてきたことも、判旨を支持する要因となる。本件組織再編取引等には循環取引の面はあるが、資金が一巡する間に意図した効果(「本件8つの目的」の成就)がVG内で生じており、取引の空虚さは立証されなかった。ただ、仮に判旨が前述の独立当事者間基準に則していれば、本件借入れと本件利息を切り出し、そこでXが被る不利益に判旨の比重が置かれていた可能性はある。

本判決は、企業グループ内での組織再編成に伴う融資に対する法132条の適用に重要な限界を定めたと解しうる。報道によれば、東京高判令2・6・24(判例集未掲載)で本判決に対する控訴は棄却された。

●—注

- 1) 組織再編取引とこれに伴う財務関連取引から成る。いずれの企業もVが直接・間接に完全所有するVGのメンバーである(企業間の所有関係の図示は殆ど省略した)。

- 2) PはMGBBV、UMIHBV(オランダ所在)及びCMHを100%直接所有していた。UMIHBVはUMTCの完全親会社(持株会社)である。
- 3) なお、本件MGBKK買収の代金(14億6900万円)支払後は、MGBBVがこれをUIMBVに貸付けとして送金し、UIMBVは、同額のユーロをUMGTに短期関係会社勘定として送金し、UMGTがVに同勘定として送金した。
- 4) 予備的に、本件設立を除いた一連の行為又は本件借入れのみでこれに該当する旨も主張した。
- 5) 東京高判平27・3・25判時2267号24頁(最決平28・2・18税資266号順号12802上告不受理決定)。
- 6) 本判決の詳細な分析は、太田洋「ユニバーサル・ミュージック事件東京地裁判決の分析と射程」租税研究844号(2020年)50頁参照。関連して、今村隆「ヤフー事件及びIBM事件最高裁判決から見えてきたもの(上)(下)——IBM事件は租税回避か?」税弘64巻7号54頁・同8号45頁(2016年)、谷口勢津夫「租税回避の法的意義・評価とその否認」税法学577号(2017年)245頁等を参照。
- 7) 学説の批判がある。谷口勢津夫「同族会社税制の沿革及び現状と課題」税研32巻6号(2017年)40頁、田中治「同族会社の行為計算否認規定のあり方」税研32巻6号(2017年)50～51頁参照。関連して、水野忠恒「判批」国際税務34巻11号(2014年)83頁も参照。金子宏教授の説のIBM判決に対する影響につき、長戸貴之「『分野を限定しない一般的否認規定(GAAR)』と租税法律主義」フィナンシャル・レビュー129号(2017年)185頁参照。
- 8) 谷口勢津夫「『租税法律主義と租税回避との相克と調和』——不当性要件と経済的合理性基準(3)」Profession Journal373号(2020年)(ウェブ公開のもの)。
- 9) 山本泰嗣「判批」税経通信75巻3号(2020年)175頁。
- 10) 札幌高判昭51・1・13訟月22巻3号756頁。
- 11) IBM判決でも、租税回避の意図を論証すべく一連の行為の画定に固執した国の主張は奏功しなかった。岡村忠生「判批」税研35巻4号(2019年)39頁。
- 12) 因みに、「一連の行為計算を一体のもの」と観念し、これを否認するのが相当」という東京高判昭49・10・29行集25巻10号1310頁(原判決引用)では、その上告審(最判昭52・7・12訟月23巻1523号)を含め、実際には債務免除による貸倒損失計上のみが否認された。東京高判平13・7・5税資251号順号8942も参照。
- 13) 吉村政穂「判批」令和元年度重判解(2019年)190頁、太田洋・前掲注6)70頁。
- 14) オランダの国内法及び租税条約の下で非課税扱いを受けていたとの推論が成り立つ。太田洋・前掲注6)56頁。
- 15) 増井良啓「第59回IFA大会の報告——国際的企業買収を中心として」租税研究674号(2005年)118頁参照。